



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1400	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1401	生活保護法による医療機関の指定	(").....	1
1402	"	(").....	2
1403	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
1404	大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要	(").....	3
1405	大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	(").....	3
1406	保安林の指定	(森林整備課).....	4
1407	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	4
1408	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	5
1409	さつき台(B)建築協定の認可	(建築住宅課).....	5

告 示

和歌山県告示第1400号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年12月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市薬新 31-05	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	令和 5.9.30
有薬新 21-04	やよい堂薬局有田川店	有田郡有田川町天満390-1	令和 5.9.30
東薬新 19-04	さんご薬局	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	令和 5.9.30

和歌山県告示第1401号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年12月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南医新 57-05	三木眼科医院	海南市日方330番地	令和 5.10.1
橋齒新 36-05	医療法人良桜会小柳齒科 クリニック	橋本市岸上563-1	令和 5.10.1
有市薬新 32-05	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	令和 5.10.1
東薬新 20-05	さんご薬局	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	令和 5.10.1
橋齒新 35-05	木田齒科医院	橋本市あやの台一丁目44-3	令和 5.11.1
田医新 94-05	あしかわ在宅クリニック	田辺市新庄町3076-6	令和 5.11.1

和歌山県告示第1402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年12月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
田訪新 21-05	株式会社シーヒューマ ン	大阪府大阪市天王寺区 上本町六丁目2-26	訪問看護ステーション momo	田辺市稲成町219-1	令和 5.12.1

和歌山県告示第1403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年12月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

モンティグレ

和歌山県和歌山市七番丁26-1外9筆

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 3 変更事項
駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 商業施設棟北側立体駐車場地下1階
収容台数 115台
(変更後) 位置 商業施設棟北側立体駐車場地下1階及び商業施設棟南西側平面
収容台数 137台
- 4 変更年月日
令和6年8月6日
- 5 変更理由
施設配置変更のため
- 6 届出年月日
令和5年12月4日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和5年12月19日から令和6年4月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1404号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年12月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
NEX御坊店
和歌山県御坊市菌字中島575番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和5年和歌山県告示第908号
- 3 意見の概要
周辺住民から騒音等の苦情が寄せられた場合は、事業者において誠意をもって当該苦情の処理に当たられたい。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課(御坊市湯川町財部651)
御坊市産業建設部商工振興課(御坊市菌350番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年12月19日から令和6年1月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1405号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年12月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーエバグリーン新宮店
和歌山県新宮市緑ヶ丘三丁目6521番7外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和5年和歌山県告示第909号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課(新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)
新宮市企画政策部商工観光課(新宮市春日1番1号)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年12月19日から令和6年1月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1406号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年12月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字中之坪1007の1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。
西牟婁郡白浜町庄川字中之坪1007の1(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1407号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1408号

令和5年和歌山県告示第1286号（以下「告示第1286号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を北山村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年12月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
谷口篤生
玉置克年
泉家美貴子
奥川健一
和田久延
尾崎一朗
杉本芳生
小西孝
尾崎尋子
石倉嘉久
岡本正直
橋詰弘
後岡俊史
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1286号のとおり

和歌山県告示第1409号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、さつき台（B）建築協定を令和5年12月6日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年12月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平